

特別教育地域計画分野 学校区

御父母様・保護者・代理養育者様へのお知らせ 手続上の保護措置の通知

本通知は、貴殿のお子様が特別教育サービスを受けている、または特別教育を受ける可能性があるとの報告を受け、御父母様、法定保護者、代理養育者様、または法廷が任命した教育権保有者である貴殿に送付いたしました。この情報は、個別障害者教育法（IDEA）の下で要求されている手続上の保護措置の通知（通知）です。IDEAは連邦法であり、以下に定義されるように、学校区に対して資格のある障害児に「無料で適切な公的教育」（FAPE）を提供することを義務づけています。本通知は、18歳でこれらの権利を持つ学生にも提供されます。本通知の目的は、連邦法および州法に基づき、障害児の保護者様としての貴殿の権利を説明することです。カリフォルニア州では、出生から22歳の誕生日までの障害のある学生に特別教育が提供されます。連邦法と州法は、特別教育の提供、サービスの評価、および識別のための手続全体を通して、貴殿と貴殿のお子様を保護します。障害児の保護者様には、個別教育プログラム（IEP）の作成を含むIEPプロセスに参加する権利、およびFAPE利用の可能性や、公立・私立のプログラムを含む利用可能な代替プログラムについて情報を得る権利があります。

本通知書のコピーは、1学年度に1回のみ配布されます。ただし、（1）最初の紹介または貴殿からの評価の依頼があった場合、（2）学年度で最初の申し立て、または適正な手続きに準拠した申し立てを受理した時点、（3）懲戒異動の決定が下された場合、（4）貴殿の要求があった場合にも、本通知のコピーを受け取ることができます。明らかに実行不可能な場合を除き、貴殿には本通知を、貴殿の第一言語/母国語、または他の伝達手段で受け取る権利があります。貴殿の第一言語/母国語またはその他の伝達手段が書記言語でない場合には、本通知を口頭で翻訳することができます。
[オプション：本通知のコピーは、__ { insert name } __ 学校区のウェブサイト__ { insert link } __ に掲載されています。] 以下の定義は、ここで提供される権利の通知を理解するのに役立つでしょう。

(合衆国法典第20編第1415(d)条、連邦規則集第34巻第300.29条および第300.504条、教育法第56021.1(a)条、56301(d)(2)条、56321(b)条、56506(a)条)

定義

障害児とは、特別な支援の必要性がある個人とも称され、連邦法および州法によって、知的障害、聴覚障害（難聴を含む）、スピーチまたは言語障害、視覚障害（盲目を含む）、情緒障害、整形外科的障害、自閉症、外傷性脳損傷、他の身体障害、特定の学習障害、視聴覚障害、または重複障害のために特別教育および関連サービスを必要とする子供と定義されています。

(合衆国法典第20編第1402(3)条、連邦規則集第34巻第300.8条、教育法第56026条、カリフォルニア州規則集（CCR）第5巻第3030条)

評価とは、州法および連邦法に基づき、様々な評価テストや尺度を用いて、特定の子供に障害があるかどうか、また、その子供が教育の恩恵を受けるために必要とされる特別教育や関連サービスの性質や程度を判断することを意味します。評価テストツールは、子供たちのために個別に選択され、学校区に雇用されている、または学校区が契約している、訓練を受けた知識豊富な専門家によって管理されます。これらのテストには、学校環境下ですべての子供たちに与えられる基本的なテストは含まれていません。

(連邦規則集第34巻第300.15条、300.304~300.311条、教育法第56302.5条および56320条)

個別教育プログラム（IEP）とは、貴殿のお子様を担当するIEPチームが作成した文書で、少なくとも以下の内容が含まれているものと定義されます。

- (1) 現在の学業成績と機能的能力のレベル、
- (2) 測定可能な年次目標、
- (3) 年次目標達成に向けたお子様の進捗状況の測定方法、および年次目標達成に向けたお子様の進捗状況を定期的に報告する時期についての説明、
- (4) お子様に提供される特別教育と関連サービス、補助支援とサービスについての説明、
- (5) 障害のない子供たちが受ける一般教育プログラムへの不参加範囲の説明、
- (6) 州や学校区全体の評価でお子様の学業成績や機能的能力を測定するために必要な個別の適切な補助の記述、
- (7) IEPに含まれるプログラム、サービス、修正の開始予定日、予想される期間、頻度、場所。

（合衆国法典第20編第1414(d)条、連邦規則集第34巻第300.22条、300.320～300.324条、教育法第56345条）

無料で適切な公的教育（FAPE）とは、以下のような特別教育と関連サービスを指します。（1）公費により、公的な監督と指示に従って無料で提供されるもの、（2）カリフォルニア教育局（CDE）の基準を満たしているもの、（3）子供が教育の恩恵を受けるために作成されたIEP文書に準拠して提供されるもの、（4）州の適切な幼稚園、小学校、中等教育プログラムで提供されるもの、または学校区内に適切なプログラムがない場合は私立の学校で提供されるもの。

（合衆国法典第20編第1402(9)条、連邦規則集第34巻第300.17条、教育法第56040条）

最も制限の少ない環境（LRE）とは、障害児が適切な範囲で障害のない子供たちと一緒に教育を受ける環境です。具体的には、補助支援やサービスを使用しても、障害の性質や重症度により、通常の学級での教育目標を満足に達成できない場合に限り、特別学級、別学級などを利用する、つまり必要な範囲に限って通常の教育環境からの障害児の排除が行われることを意味します。

（合衆国法典第20編第1412（a）（5）条、連邦規則集第34巻第300.114条、教育法第56040.1条）

関連するサービスとは、障害児が特別教育の恩恵を受けるために必要な交通手段、および発達上の、矯正、支援サービスを意味し、それには障害の早期発見と評価テストが含まれます。関連するサービス（特別教育の必要な学生の支援）には、以下も含まれます。

1. 言語病理学および聴覚学のサービス。
2. 通訳サービス。
3. 心理学的サービス。
4. 理学療法及び作業療法。
5. 治療的レクリエーションを含むレクリエーション。
6. リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリング・サービス。

7. 視覚障害者に対する移動支援サービス。
8. 学校保健サービスおよび学校看護師サービス。
9. 診断または評価のみを目的とした医療サービス。
10. ソーシャルワークサービス。
11. 保護者様のカウンセリングとトレーニング。

（合衆国法典第20編第1402(26)条、連邦規則集第34巻第300.34条、教育法第56363条）

特別教育とは、保護者がコストを負担することなく障害児の固有のニーズを満たすために特別に設計された指導を意味し、教室、家庭、病院や施設、その他の環境で行われる指導、体育の指導などが含まれます。

（合衆国法典第20編第1402(29)条、連邦規則集第34巻第300.39条、教育法第56031条）

教育記録の機密性とアクセス

学校区内の保護者の方々には、家族の教育権利とプライバシー法（FERPA）およびカリフォルニア州教育法に基づき、お子様の教育記録を閲覧する権利があります。適用される州法の下で保護者様にその権限がないことを学校区が通知した場合を除き、障害児の保護者様には（権利が制限されていない子供とは同居していない保護者様も含む）、連邦法および州法の下で、お子様に関するすべての教育記録を確認し、レビューを行う権利があります。これには、お子様の識別、評価、教育的配備、FAPEの提供に関するすべての教育記録を確認し、レビューを行う権利、また、お子様のIEPに関するミーティングの前、レゾリューション・セッション（Due Processの最初に行われる問題解決のための交渉の場）や聴聞会の前などに、不必要な遅延なく記録の説明や解釈を受ける権利が含まれます。カリフォルニア州の法律では、保護者様には教育記録を確認し、コピーを受け取る権利があります。また、FERPAに基づき、代理人に記録を検査してレビューしてもらう権利もあります。法廷が任命した学生の教育権を引き受ける管理人が学生にいない場合に限り、これらの権利は、18歳の誕生日を迎えた時点で当該の学生に移ります。

教育記録とは、お子様に直接関係する記録であり、個人識別情報を収集、維持、使用する学校区や学校区のために活動する機関、施設、または情報を取得する機関によって維持される記録です。連邦法および州法は

さらに、教育記録または学生の記録を、名簿情報以外の、特定可能な学生に直接関連する、手書き、印刷、コンピューターメディア、ビデオまたはオーディオテープ、フィルム、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、またはその他の方法で記録されているかどうかにかかわらず、学校区が保持するものと定めています。複数のお子様に関する情報が記録に含まれている場合、貴殿は自分のお子様に関する記録の部分にのみアクセスすることができます。学校区は、FERPAに従って、IDEAの下で収集、維持、または使用されている教育記録へのアクセス権を取得した学校区職員以外の当時者の記録も保持しなければなりません。

学校区は、個人識別情報の収集、保管、開示、破棄の段階で、個人識別情報の機密性を保護しなければなりません。個人識別情報を収集または使用するすべての者は、IDEAおよびFERPAの下で、州の方針と手続きに関するトレーニングまたは指導を受けなければなりません。各学校区は、個人識別情報にアクセスできる可能性のある職員の氏名と役職の最新のリストを、一般の閲覧に提供するために維持しなければなりません。

学校区は、IDEAの下で収集、管理、使用されている個人識別情報が、お子様への教育サービスの提供に必要でなくなった場合には、その旨を通知しなければなりません。記録が学校区にとって不要になったとの通知を受けた場合、貴殿は記録の破棄を要求することができます。これは、情報によって個人を特定できなくなるよう物理的に破棄するか、記録から個人の識別情報を削除することで行われます。ただし、学校区はお子様の記録を永久的に保持する義務があります。

個人識別情報には、以下のようなものがあります。(1) お子様、お子様の保護者様または家族の名前、(2) お子様の住所、(3) お子様の社会保障番号、学生番号、裁判所ファイル番号、または生体認証記録などの個人的な識別データ、(4) お子様の生年月日、出生地、母親の旧姓などのその他の間接的な識別情報、(5) 個人的な特徴、または合理的な確実性をもってお子様を特定することが可能なその他の情報のリスト。個人識別情報を学校区職員以外の関係者に開示する場合は、FERPAに従い、保護者様の同意を得なければなりません。

各学校の記録の管理者は、その学校の校長です。学校区の記録の管理者は _____ です。学生の記録は、学校または学校区事務所で保管することができますが、どちらかの現場での書面による記録の要求は、すべての現場の記録の要求として扱われます。記録の管理者は、学生の記録の種類と保管場所のリストを提供します（要求された場合）。お子様の特別教育記録のコピーの要求は、学校区の特別教育部長に行うことができます。

教育記録のレビューおよび/またはコピーは、保護者様からの要求後5営業日以内に、口頭または書面で保護者様に提供されます。手数料を請求することが保護者様のコピー取得の権利を行使することを著しく妨げることになる場合を除き、情報の検索と取得コストを除く、コピー手数料は、地元の方針によって決定され、請求されます。完全な記録のコピー提供後、再度同じ記録コピーを請求する場合、料金が課されます。

学校区が収集、管理、使用している教育記録の情報に不正確、誤解を招く、またはお子様のプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる情報が含まれる場合は、書面で学校区に情報の修正を要求することができます。学校区が貴殿の要求に同意した場合、要求受領後の妥当な期間内に、記録は修正され、貴殿に通知されます。学校区が要求通りに情報を修正することを拒否する場合、学校区は、異議を申し立てられた情報が不正確であるか、誤解を招くものであるか、またはその他の方法でお子様のプライバシーやその他の権利を侵害しているかどうかを判断するための聴聞権を貴殿に通知します。貴殿が聴聞を要求する場合、学校区は合理的な時間内に聴聞会を開きますが、それはFERPAの下での聴聞会の手続きに従って行われなければなりません。

聴聞会の結果、学校区が教育記録の修正を行わないと決定した場合、貴殿は、貴殿が是正措置陳述書を提出する権利があり、この陳述書は争点となった記録に永久に添付され、争点となった記録が開示された場合にも、記録と共に必ず、すべての当事者に提出されます。教育記録にアクセスし、異議を唱える権利に関する追加情報は、学校区の保護者様・学生の権利と責任に関する年次通知に掲載されています。

（合衆国法典第20編第1232g条、連邦規則集第34巻第99.1～99.67条、第34巻第300.610～300.625条、第300.613条、教育法第48980条、49060条-4907

9条、教育法第56041.5条、56043(n)条、56504条、カリフォルニア州規則集（CCR）第5巻第432(b)(1)条)

事前書面通知

学校区が貴殿のお子様の識別、評価、教育配備、またはお子様へのFAPEの提供を開始または変更することを提案または拒否する場合、または貴殿が特別教育および関連するサービスの継続的な提供に対する同意を書面で撤回する場合には、IDEAは学校区に対して、障害児の保護者様である貴殿に事前に書面で通知することを要求しています。通知は、それが明らかに不可能である場合を除き、貴殿の母国語または貴殿が使用するその他の伝達手段で行われ、合理的な時間内に貴殿に提供されるものとします。

事前書面通知には、以下の内容が含まれるものとします。

1. 学校区が提案した、または拒否した措置の説明。
2. 学校区がその措置を提案または拒否する理由の説明。
3. 提案された、または拒否された措置の根拠として学校区が使用した各評価手続き、評価テスト、記録、報告書の説明。
4. IEPチームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が否定された理由の説明。
5. 学校区の提案または拒否に関連するその他の要因の説明。
6. 障害児の保護者様は、IDEAの手続き上の保護措置の下で保護されるという説明、また、本通知が初めての評価の紹介ではない場合には、手続き上の保護措置に関する説明のコピーを入手する手段。
7. この部分の規定を理解するための支援を得るために保護者様が連絡を取ることができる情報源。

（合衆国法典第20編第1415(c)条、連邦規則集第34巻第300.503および300.300(b)(4)条、教育法第56500.4条）

保護者様のインフォームド・コンセント

IDEAは、貴殿のお子様が障害児に該当するかどうかを判断するための初期の評価の開始前に、学校区が貴殿からインフォームド・コンセントを受けることを要求しています。インフォームド・コンセントとは、貴殿が母国語またはその他の伝達手段によって、貴殿が同意しようとしている行為に関しすべての情報が十分に知らされていること、また貴殿が同意を

求められているアクティビティ（お子様の評価や教育的配備の決定など）の実施を理解し、書面で同意していることを意味します。同意は任意であり、いつでも撤回することができます。同意を撤回した場合でも、その撤回は遡及せず、同意がなされた後に行われた行為や、同意が撤回される前に行われた行為を否定するものではありません。

初期の評価に対する貴殿の同意は、特別教育と関連サービスの配備と受領に対する同意を意味したり、同意を与えたりするものではありません。学校区は、特別教育と関連サービスに関し、後日別途に貴殿の同意を求めることになります。学校区は、お子様の再評価についても貴殿のインフォームド・コンセントを受ける必要がありますが、**学校区が貴殿からの同意を得るために合理的な措置を講じたにもかかわらず、その同意の要請に回答が得られない場合を除き、再評価は実施いたしません。**

貴殿が初期の評価テストに同意しない場合、または同意の要求に応じられなかった場合、学校区は法の適正な手続きを用いて初期の評価テストを実施することができます。

貴殿が特別教育および関連サービスの開始に同意することを拒否した場合、学校区は特別教育および関連サービスを提供してはならず、サービスの提供を行うために法の適正な手続きを探すこともできません。

特別教育および関連サービスの初回提供後、一旦は特別教育および関連サービスに同意したものの、後に特別教育および関連サービスの継続的な提供に対する同意を書面で撤回した場合は、お子様に対する特別教育および関連サービスの提供を中止する前に、学校区は貴殿に事前に書面で通知しなければならず、またサービスの提供を継続するために法の適正な手続きを求めないものとします。お子様への特別教育と関連サービスの初回提供後に貴殿が同意の取り消しを書面で提出した場合、学校区は、お子様の教育記録の修正やお子様の特別教育と関連サービスの受領に関する言及を削除する必要はありません。

貴殿がお子様のために特別教育と関連サービスの提供を受けることに書面で同意しても、IEPの構成要素のすべてには同意しない場合、同意したプログラムの構成要素については、指導とサービスが遅延なく実施さ

れなければなりません。貴殿が同意していない特別教育プログラムの構成要素の提案が、お子様に無料で適切な公的教育を提供するために必要であると学校区が判断した場合、学校区は聴聞会の要求を提出しなければなりません。聴聞会が行われた場合、聴聞会の決定は、決定の日から90日以内に上訴されない限り、最終的なものであり拘束力を持つものとしします。

再評価の場合、学校区は、貴殿の同意を得るための合理的な手段を文書化しなければなりません。貴殿からの回答が得られなかった場合、学校区は貴殿の同意なしに再評価を進めることができます。

(合衆国法典第20編第1414(a)(1)(D)条、第1414(c)条、第1415条、連邦規則集第34編第300.9条と第300.300条、第300.514条と第300.516条、教育法典第56021.1条、第56321(c)と(d)条、第56346条、第56381(f)条と第56506(e)条)

保護者が特定できず、学校区が保護者の居場所を特定して同意を得ることができない場合、学校区は、障害児の保護者代理として行動する個人を確実に指定する必要があります。また、一人で暮らすホームレスの青少年、または裁判所が教育代理人を任命していない被扶養者または被後見人である子供の場合も、代理養育者を任命することができます。

(合衆国法典第20編第1415(b)(2)条、連邦規則集第34巻第300.519条、教育法典56050条、カリフォルニア州法廷規則第5.650条)

評価手続きにおける保護

連邦法では「評価」、カリフォルニア州法では「評価テスト」というこれらの言葉は、学校区職員によって本通知の中で同義的に使用される場合があります。学校区は、貴殿の書面による評価依頼書を含む特別教育の紹介を受けてから15日以内に、書面による評価テスト計画書または事前書面通知書を貴殿に提供しなければなりません。評価テスト計画をレビューし、書面による評価実施を学校区に同意するために、貴殿には最低15日間の猶予が与えられます。提案された評価テスト計画は、明らかに実行不可能である場合を除き、貴殿の母国語または使用する他の伝達手段で貴殿に提供されますが、それには、実施される評価テストの種類、評価テストからの教育プログラムの開発は貴殿の同意なしにはなされないことの通知、利用可能な独立した評価テストと貴殿が検討したい評価テスト情報を含む最近実施された評価テストの説明、貴殿のお子様の第一言語とお子様の第

一言語の習熟度を示す情報が含まれます。貴殿は、障害が疑われる追加分野の評価テストを要求することができます。その後、学校区は、貴殿の書面による同意を受け取ってから60日以内に評価テストを完了し、お子様の教育上の必要性を判断するためのIEPを作成しなければなりません。ただし、このタイムラインは、学校の休日や休暇の期間中、お子様の評価テストを貴殿が拒否した場合、またはお子様が他の学校区に転校し、貴殿と転校先の学校区が評価を完了する具体的時期について同意した場合、延長されます。

IDEAは、評価実施の際、学校区は以下のことを行うと定めています。

1. 様々な評価テストツールと戦略を使用して関連する機能的、発達の、学術的な情報を収集します。その情報には、お子様が障害児であるかどうかを判断するのに役立つかもしれない保護者様からの情報や、お子様が一般的カリキュラムに参加して進歩できるようにするための情報、または就学前のお子様の場合は適切なアクティビティに参加できるようにするための情報などのお子様のIEPの内容が含まれます。
2. 単一の手続きを、お子様が障害児であるかどうかの決定、またはお子様のための適切な教育プログラムの決定のための唯一の基準として使用することはありません。
3. 身体的または発達の要因に加えて、認知的要因および行動的要因の相対的な寄与を評価することができる技術的に健全な方法を使用します。

学校区はまた、お子様の評価に使用されるテストやその他の評価資料が、人種、文化、または性別において差別的でないように選択され、実施されていること、また、それが明らかに実行不可能である場合を除き、お子様の母国語またはその他の伝達手段で提供され、実施されていることを確認するものとします。お子様に与えられる標準化テストは、使用される特定の目的のために検証され、訓練を受けた知識豊富な職員やテストの作成者が提供する指示に従って管理されるものとします。貴殿のお子様は、障害が疑われるすべての分野で評価テストを受け、学校区は、お子様の教育上の必要性を判断する際に直接役に立つ関連情報を提供する、評価テストツールと戦略を使用します。評価資料の配布が完了した時点で、お子様

が障害児であるかどうかの判断は、貴殿とIEPチームを構成する有資格の専門家によって行われます。評価報告書のコピーと適格性の決定の文書が貴殿に渡されます。

適格性の決定の際、読み書きや算数の指導が不足していることや、英語力が限られていることを理由に、お子様が障害児であると判断されることはありません。

初期評価の一環として（適切な場合）、また本項に基づく再評価の一環として、IEPチームおよびその他の有資格の専門家は、適切な場合には以下のことを行います。

1. 貴殿が提供する評価や情報、現在の教室での評価や観察、教師の観察など、お子様に関する既存の評価データをレビューします。
2. そのレビューに基づき、貴殿からの意見をもとに、以下の決定に必要な追加データがあれば、それを特定します。
 - a. お子様に特定の障害があるかどうか、またはお子様の再評価の場合には、そのお子様にそのような障害とそれに対する教育上の必要性が現在も継続しているかどうか。
 - b. お子様の現在の能力のレベルと関連する発達上の必要性。
 - c. お子様が特別教育と関連サービスを必要としているかどうか、またはお子様の再評価の場合には、そのお子様が引き続き特別教育と関連サービスを必要としているかどうか。
 - d. お子様がIEPで設定された測定可能な年次目標を達成し、一般的カリキュラムに適切に参加できるようにするために、特別教育と関連するサービスに追加や修正が必要かどうか。

通常、3年ごとに再評価が必要とされます。しかし、お子様が継続して障害児とされるか、およびお子様の教育上の必要性を判断するための追加データは必要ないとIEPチームが判断した場合、学校区はそうのように判断した理由について、貴殿に通知します。本通知を受け取った後、貴殿は

お子様の再評価を要求することができます。学校区は貴殿から再評価の要求がない場合、お子様の再評価を実施しません。

貴殿のお子様がもはや障害児ではないと判断する前に、学校区は上記の手順に従って評価テストを実施しなければなりません。
(合衆国法典第20編第1414条、1415条、連邦規則集第34巻第300.301～300.306条、教育法第56320条、56321条、56329条、56381条、カリフォルニア州規則集第5巻第3022条)

独自教育評価

学校区の評価が完了した後、学校区のお子様の評価に同意できず、その旨を学校区に通知した場合、貴殿は学校区の費用で独自教育評価を要求する権利を有します。独自教育評価を要請した場合、学校区は、独自教育評価を受けることができる場所について、また独自教育評価に適用される学校区の基準についての情報を提供します。保護者様には、保護者様が同意しない評価を学校区が実施する際に、公費で実施される独自教育評価を1回のみ受ける権利があります。しかし、学校区が独自教育評価テストの必要性に同意しない場合、学校区は、貴殿の独自教育評価の要求に異議を唱え、学校区の評価が適切であることを示すために、聴聞官の前での聴聞会を要求しなければなりません。学校区が勝った場合でも、貴殿は独自評価を受ける権利を有しますが、公費で賄うことはできません。貴殿が自費で独自教育評価を受けることを選択した場合、評価テストの結果を学校区は考慮しなければなりません。独自教育評価は、学校区の評価に適用されるすべての要件を満たさなければなりません。

評価テスト中に学校区がお子様を教室で観察する場合、または学校区の手続きで教室内の観察が規定されている場合は、現在のおよび提案されている教育設備で独自教育評価のための同等の機会が提供されなければなりません。

貴殿が独自の判断でお子様を私立学校に進学させ、私立学校への進学を公費で賄うことを提案する場合、学校区には、提案される場所と、そこでのお子様を観察する機会が与えられなければなりません。

(合衆国法典第20編第1415(b)(1)条、連邦規則集第34巻第300.502条、教育法第56329条)

IEPミーティング

特別教育を受けている学生の保護者様として、貴殿にはIEP（個別教育プログラム）に関わるメンバーの一員となり、お子様の識別、評価テスト、教育的配備に関するあらゆる会議に参加する権利があります。IEP（個別教育プログラム）とは、連邦法および州法に基づいて作成、レビュー、改訂された障害児のための書面の文書を意味します。IEPは、お子様の現在の学業成績と機能的能力のレベルを含み、お子様の教育を改善するために保護者様としての貴殿の懸念事項を考慮しなければなりません。保護者様として、貴殿にはお子様の教育的配備に関する決定を下す、すべてのグループのメンバーになる権利があります。また、貴殿には、お子様に関する知識や特別な専門知識を持つ個人をIEPミーティングに参加させる権利があります。学校区は、要望に応じて、貴殿の母国語で書かれたIEPのコピーを提供します。3歳から5歳までのお子様の保護者様と学校区が同意した場合、個別家族サービス計画（IFSP）をIEPとして機能させることができます。

連邦法および州法では、16歳で開始される最初のIEPには、そのお子様の移行サービスの必要性について記述し、それ以降は毎年IEPを更新することが義務付けられています。16歳の始め、またはそれ以下の場合、IEPチームが適切と判断すれば、訓練、教育、雇用、適切な場合には自立した生活スキルに関連する適切で測定可能な高等教育後の目標が必要です。これには、お子様に必要な移行サービスの説明が含まれ、適切な場合には、教育機関間の責任や連携の説明が含まれます。成人が持つ権利については、お子様が18歳に達する少なくとも1年前からそのような権利が本人に知らされていることをIEPに記載しなければなりません。カリフォルニア州の法律では18歳になった時点で成人とみなされ、保護者様が裁判手続きを通じてお子様の保佐人または青年後見人とならない限り、お子様は自分の教育に関する決定をすることになります。

お子様のためのIEPを作成する際に、IEPチームは、お子様の行動がお子様の学習を妨げる場合には、積極的な行動介入戦略と支援を含めなければならない、適切な場合には、お子様の行動に対処するための積極的な行動介入戦略と支援を含めた戦略を検討しなければなりません。貴殿のお子様の通常教育の教師は、IEPチームとして、適切で積極的な行動介入戦略

の決定、および学校職員のための補足的な機関のサービス、プログラムの修正、および学校担当者のサポートの決定を含む、お子様のIEPの開発に適切な範囲で参加しなければなりません。

お子様の年次目標が達成されているかどうかを判断するために、IEPは、少なくとも年1回、IEPチームによって見直され、以下の目的でIEPを修正します。(1) 年次目標や一般的なカリキュラムの中で、必要に応じて予想される進歩の欠如に対処する、(2) 再評価の結果に対処する、(3) 貴殿が提供したお子様に関する情報に対処する、(4) 必要に応じてお子様の予想されるニーズに対処する。貴殿のお子様も、通常教育を受けている学生と同様の方法で成績表を受け取ることになります。貴殿と学校区は、IEPに関わるメンバーのカリキュラムや関連サービスの分野がミーティングで修正や議論の対象とならないことを理由として、IEPチームの出席が不要であると書面で合意することができます。さらに、IEPチームのミーティングでメンバーのカリキュラムや関連サービスの分野が修正や議論の対象となる場合に、貴殿と学校区が、IEPチームのメンバーにミーティングの全部または一部の免除を書面で同意した場合、メンバーはミーティングに先立って、IEPの作成に関する意見を書面で貴殿とIEPチームに提出しなければなりません。州法では、貴殿がIEPチームの他のメンバーに24時間前までに通知した場合、IEPミーティングを録音テープで電子的に記録する事ができます。学年度の年次IEPミーティングの後、貴殿と学校区は、年次IEPを変更するためのIEPミーティングを招集しないこと、その代わりに現在のIEPを修正するための書面を作成することに書面で合意することができます。

(合衆国法典第20編第1414(d)条、連邦規則集第34巻第300.320～300.324条、教育法第56032、56304、56341、56341.1、56341.5、56342.5条、56345条、カリフォルニア州規則集第5巻第3040条)

法の適正な手続き係属中の配置 (「ステイプット」)

障害児の保護者様として、貴殿がお子様の識別、評価、または配置を巡って学校区との意見の相違に関係し、聴聞会の要求を提出した場合、貴殿のお子様は、手続きの係属中、現在の教育上の配置に留まる(「ステイプット」)ことになります。貴殿と学校区が配置の変更に合意するか、学校区が裁判所の命令または聴聞官からの命令を受けない限り、お子さん

は手続きの係属中、現在の教育的配置にとどまります。入学時には、保護者様の同意を得た上で、お子様は手続きが完了するまで公立学校のプログラムに入ることになります。この一般的な規則には例外があり、学校区は限られた期間、お子様を別の教育環境に置くことができます。これらの例外については、暫定的な代替教育環境に関する次のセクションで説明します。

（合衆国法典第20編第1415(j)条、連邦規則集第34巻第300.518条、教育法第56505(d)条）

暫定的な代替教育環境 懲戒手続

学校職員は、お子様が行動規範に違反した場合、（1）適切な暫定的な代替教育環境、（2）別の教育環境、（3）連続10日以内の停学処分（障害のない児童に適用される範囲内）、および個別の非行行為に対して同一学年内に連続10日以内の停学処分にお子様の配置を変更することができます。学校職員が同一学年度内で10日を超える配置の変更を求めた場合、学校職員は、学生行動規範違反の原因となった行動がお子様の障害の現れであるかどうかを判断しなければなりません。その行動がお子様の障害の現れではないと判断された場合、学校職員は、障害のないお子様に適用されるのと同じ手続きで貴殿のお子様を懲戒することができます。

学生行動規範の違反の原因となった行動が貴殿のお子様の障害の現れであるかどうかを判断するために、学校区、貴殿、貴殿、およびIEPチームの関連メンバーは、お子様のファイルにあるすべての関連情報（IEP、教師の観察、貴殿が提供した関連情報など）のレビューを行い、問題の行動がお子様の障害によって引き起こされたのか、またはお子様の障害と直接かつ実質的な関係があるのかどうかを判断しなければなりません。このミーティングは、懲戒処分の決定から10日以内に行われなければなりません。IEPチームがその行為がお子様の障害の現れであると判断した場合、IEPチームは、機能的行動評価テストを実施し、お子様の行動介入計画を実施するか、既存の行動介入計画のレビューを行い、必要に応じて修正しなければなりません。

学校職員は、以下のような場合には、その行動がお子様の障害の現れであると判断されるかどうかに関わらず、最長45日間、お子様を暫定的

な代替教育環境に入れることができます。(1) 学校、学校敷地内、学校の機能やアクティビティの場で、武器を持ち歩いたり、所持したりした場合、(2) 学校、学校敷地内、学校の機能やアクティビティの場で、違法薬物を故意に所持したり、使用したり、規制薬物を販売したり、販売を勧誘したりした場合、(3) 学校、学校敷地内、学校の機能やアクティビティの場で、他人に重傷を負わせた場合。IEPチームは、処分のための暫定的な代替教育環境を決定します。

障害児が、同じ学年度で10日間、現在の配置から外された場合、その後、学校区は、別の環境であっても、お子様が引き続き一般教育のカリキュラムに参加し、IEP目標の達成に向けて前進できるように、サービスを提供しなければなりません。適切な場合、お子様は、機能的行動評価テストおよび行動違反を再発させないように対処するための修正した行動介入サービスを受けることができます。

学校区は、貴殿のお子様に対する懲戒処分の決定が下される日までに、その決定を貴殿に通知し、手続き上の保護措置を貴殿に通知しなければなりません。配置に関する決定、またはお子様の兆候に関する決定に同意できない場合、要求の日から20日以内に、迅速な聴聞会を要求することができます。聴聞会の係属中、貴殿と学校区が別段の合意をしない限り、貴殿のお子様は聴聞官の決定が出るまで、あるいは45日間のいずれか短い方の期間、暫定的な代替教育環境に留まることになります。学校区が、貴殿のお子様や他の人にとって現在の教育環境に戻ることが危険であると判断した場合、学区は緊急聴聞会を要求することができます。

聴聞官は、貴殿のお子様を現在の配置にとどめておくことが、貴殿のお子様や他の人に危害を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、45日を超えない範囲で、適切な暫定的な代替教育環境へのお子様の配置変更を命じることができます。

(合衆国法典第20編第1415(k)条、連邦規則集第34巻第300.530条、教育法第48915.5条)

私立学校に通う障害児

私立学校に在籍する障害児に対する学校区の義務は限定的です。IDEAの下では、「保護者が私立学校に通わせている障害児は、公立学校に入

学した場合に受けるであろう特別教育および関連サービスの一部または全部を受ける個人の権利を有しない」とされています。学校区は、宗教的に提携している学校や、私立学校に通う、特別教育や関連サービスを必要としているすべての学齢期の障害児を探し出し、特定し、評価しなければなりません。このような活動は「子供探し」と呼ばれています。私立学校が所在する学校区（「管轄学校区」とも呼ばれる）は、私立学校に通う障害児を対象とした「子ども探し」を実施する責任があります。管轄学校区が、障害児の保護者様の居住区と異なる場合、管轄学校区は保護者様の住居がある学校区と協力してお子様の評価を行うことができます。

私立学校に在籍する障害児は、私立学校と保護者様との協議により決定された公平な特別教育サービスを受けることができます。このような公平なサービスを受けるためには、私立学校の学生のために「サービス計画」を作成し、保護者様が同意しなければなりません。私立学校の所在する学校区は、「サービス計画」の作成と実施に責任を負います。

もしお子様が私立学校に通っている場合、貴殿には学校区の「子供探し」に関してのみ、法の適正な手続きの苦情を訴える権利があります。法の適正な手続きの苦情は、私立学校の所在する学校区、管轄学校区、およびカリフォルニア州教育省（CDE）に提出しなければなりません。しかし、私立学校に通っている障害児にはサービスを受ける権利が原則的にはないため、サービス計画に関する苦情は、CDEのコンプライアンス苦情手続きに従ってのみ提出することができます。

（合衆国法典第20編第1412(a)(10)(A)条、連邦規則集第34巻第300.130～300.144条、教育法第56170～56177条）

保護者様の独自の判断による私立学校への配置

学校区が貴殿のお子様に無料で適切な公的教育を提供した後、貴殿が独自の判断でお子様を私立学校に通わせることを決定した場合、学校区は貴殿のお子様の教育コストを支払う必要はありません。特別教育と関連サービスを含む私立学校のコストの払い戻しを学校区から受けるためには、まず学校区の同意を得て、学校区には貴殿のお子様のための適切なプログラムがないことを立証しなければなりません。以下の場合、払い戻しが拒否されたり、減額されたりすることがあります。1) 公立学校からお子様を退学させる前に出席した直近のIEPミーティングで、貴殿の懸念と公費

で私立学校に入学させる意思を含め、お子様に無料で適切な公的教育を提供するために学区が提案した配置を拒否する旨をIEPチームに伝えなかった場合、または、2) 公立学校からお子様を退学させる少なくとも10営業日前に、学区が提案した学校配置に関する懸念と、公費で私立学校に入学させる意思を学区に書面で通知しなかった場合。

公立学校からお子様を退学させる前に、学区が貴殿のお子様を評価することを希望し、評価の目的を示している旨を学区が貴殿に通知した場合、貴殿はお子様を評価できるようにしなければなりません。貴殿がこれらの要件を遵守していない場合、裁判所または聴聞官は、貴殿が不当に振る舞い、一方的にお子様を公立学校から退学させ、私立学校に入学させたと判断する場合があります。裁判所または聴聞官は、貴殿が以下の1つ以上を示すことができなければ、貴殿の払い戻しを拒否することができます。1) 貴殿は読み書きができず、英語で書くことができない、または、2) 学区の配置は、貴殿のお子様に身体的または深刻な精神的危害をもたらす。

(合衆国法典第20編第1412(a)(10)(C)条、連邦規則集第34巻第300.148条、教育法第56175～56177条)

苦情を提示し解決する機会

A. 州の苦情手続き

IDEAは、保護者様に、お子様の識別、評価、教育的配置、またはお子様への無料で適切な公的教育の提供に関連するあらゆる問題についての苦情を提示し、解決する機会を与えています。書面による苦情は、学区または州または連邦機関に、以下に記載されている住所宛で提出することができます。コンプライアンスの苦情は、苦情受領日から1年以内に発生した違反を報告しなければなりません。また、州政府機関に苦情を提出する際に、その苦情の書面のコピーを、そのお子様を養育している学区にも提出しなければなりません。学区、州または連邦政府機関は、苦情受領日から60日以内に、その問題についての決定を下すことができます。学区に提出された苦情については、学区の決定を受けてから15日以内に、カリフォルニア州教育省(CDE)に学区の決定に対する不服を申し立てることができます。苦情は、直接CDEに提出することもできます。

また、差別、ハラスメント、脅迫、いじめの事例を報告するために、コンプライアンスの苦情プロセスを利用することもできます。苦情は、事

件が発生した日、または事件が発生したことを初めて知った日から6カ月以内に学校区に提出しなければなりません。苦情の調査を実施し、完了し、決定を下すまでのスケジュールは前項に記載されています。

_____ 学校区
宛先 : _____
[住所を記入]
電話番号 : _____
ファックス番号 : _____

[カリフォルニア州教育省
特別教育課
手続き上の保護措置紹介サービス]
California Department of Education
Special Education Division
Procedural Safeguards Referral Service
1430 N Street, Suite 2401
Sacramento, California 95814
電話番号 : 1-800-926-0648
ファックス番号 : (916) 327-3704
<http://www.cde.ca.gov/re/cp/uc/index.asp>

[アメリカ教育省
公民権局]
United States Department of Education
Office for Civil Rights
50 Beale Street, Suite 7200
San Francisco, CA 94105
電話番号 : (415) 486-5555
ファックス番号 : (415) 486-5570
TDD : (800) 877-8339
<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/index.html>

学校区は、学校区への苦情提出を勧めています。私たちは貴殿と面談し、苦情をタイムリーに調査し、懸念事項の解決を試みます。学校区は、

苦情を提出するための秘機密保持の手続きを確立しています。苦情のフォームは学校区から入手できます。

（合衆国法典第20編第1415(b)(6)条、連邦規則集第34巻第300.153条、教育法第56500.2条、カリフォルニア州規則集（CCR）第5巻第4600条）

B. 仲裁措置および法的手続きによる聴聞会

IDEAは、貴殿のお子様の識別、評価テスト、教育的配置、またはFAP Eの提供に関して、仲裁と公平な聴聞会の手続きを確立することを各州に要求しています。貴殿または学校区は、仲裁のみの要請または聴聞会の申し立てを行うことができます。

仲裁のみまたは聴聞会の申し立てには、お子様の名前と住所、生年月日、学年、通学している学校名、保護者様の情報、仲裁の当事者、問題の性質の説明（そのような問題に関する事実を含む）、問題の解決策の提案が含まれていなければなりません。CDEは、仲裁のみまたは聴聞会の要求を提出する際に役立つモデルフォームを作成しました。これらのモデルフォームには、以下からアクセスすることができます。

<http://www.dgs.ca.gov/oah/home/forms.aspx>

貴殿は、仲裁のみまたは聴聞会の申し立てを学校区に送達し、その写しを以下の住所にある行政審問所に提出しなければなりません。

[行政審問所

宛先：特別教育課]

Office of Administrative Hearings

Attn: Special Education Division

2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200

Sacramento, CA 95833-4231

電話番号：(916) 263-0880

ファックス番号：(916) 376-4207

SEFilings@dgs.ca.gov

カリフォルニア州では、仲裁は任意です。貴殿は、聴聞会または仲裁のみを要求することができます。仲裁のみとは、聴聞会を要求せずに仲裁を要求することを意味します。仲裁は、非対立的な方法で行われる非公式な手続きです。貴殿が仲裁のみを依頼した場合、貴殿と学校区は、仲裁が予

定されている旨の通知を受け取ります。その通知には、仲裁の日時と場所、事例を担当する知識豊富で公平な仲裁人の名前、住所、電話番号が記載されています。仲裁は、行政審問所の要求の受領から15日以内にスケジュールされる必要があります。弁護士は、仲裁のみに出席することはできません。ただし、貴殿または学校区には、弁護士以外の代理人が同行し、助言を受けることができます。仲裁中に貴殿と学校区が行った陳述は機密事項であり、聴聞会や法廷での訴訟に使用することはできません。仲裁中に合意に達した場合は、書面にして、すべての当事者が署名しなければなりません。また、聴聞会よりも対立的でない裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて紛争を解決するよう学校区に依頼することもできます。ADRと仲裁は、紛争を解決するための任意の方法です。紛争が仲裁またはADRで解決されない場合は、聴聞会を持つことができます。仲裁またはADRは、聴聞会を要求するための前提条件ではありません。

聴聞会とは、貴殿と学校区が証人、証拠書類、論争の特別教育問題に関するそれぞれの立場を支持する口頭および書面による弁論を行う機会となる正式な手続きのことです。貴殿は聴聞の間、いつでも仲裁会議を要求することができます。聴聞会の要請は、貴殿または学校区が聴聞会の苦情の根拠となる申し立てられた行為を知った、または知るべきであった日から2年以内に提出しなければなりません。聴聞会の要請が受領されると、貴殿と学校区は、聴聞会の日時と場所が記載された通知を行政審問所から受け取ります。貴殿の第一言語が英語以外の言語、またはその他の伝達手段である場合、公聴会では貴殿のために通訳が用意されます。

公平な聴聞会の機会に先立ち、聴聞会の苦情の受領から15日以内に、学校区は、貴殿と、苦情で提起された事実について具体的な知識を持つIEPチームの関連メンバーとの問題解決のためのミーティングを招集する義務があります。そこでは、貴殿の苦情と苦情の根拠となる事実について話し合うことができ、学校区は苦情を解決する機会を与えられます。問題解決のためのミーティングには、学校区を代表して意思決定権を有する学校区の代表者が参加する必要がありますが、保護者様が弁護士を同伴しない限り、学校区を代理する弁護士を参加させる必要はありません。問題解決のためのミーティングに関連して弁護士費用を支給することはできません。学区が同意しない限り、問題解決のための義務的ミーティングを放棄することはできません。問題解決のための義務的ミーティングで苦情の解決が

なされた場合、当事者は法的拘束力のある合意書に署名しなければなりません。学校区が苦情を受理してから30日以内に苦情を貴殿が満足するように解決できなかった場合は、聴聞会を進めることができ、聴聞会に適用されるすべてのタイムラインが開始されるものとします。

聴聞の内容は、聴聞会の苦情で提起された問題に限定されます。公平な聴聞官が聴聞会を主宰します。貴殿には、弁護士、特別なニーズを持つお子様たちの問題に関連した特別な知識や訓練を受けた個人の同伴と助言を受ける権利、証拠を提示する権利、書面および口頭での弁論を行う権利、証人に対峙し、反対尋問を行い、証人の出頭を強制する権利、書面または電子的に口頭で記録された聴聞会記録を受け取る権利、および書面による事実認定と決定を受ける権利があります。

聴聞会の少なくとも10日前までに、貴殿と学校区は、聴聞会で決定されるべき問題とその解決案、および聴聞会で弁護士が代理人を務めるかどうかについて、相互に通知しなければなりません。聴聞会の少なくとも5営業日前までに、貴殿と学校区は、完了した評価を含め、聴聞会で紹介する予定のすべての証人と証拠を相手に開示しなければなりません。それが行えない場合、聴聞会では、証人、証拠、評価などを証拠として持ち込むことはできません。

一般的に、聴聞官の決定は、貴殿のお子様がFAPEを受けたかどうかの判断に基づいて、実質的な根拠に基づいて行われなければなりません。聴聞官は最終的な決定を下し、行政審問所または州教育長からの聴聞会の要請を受けてから45日以内に最終決定に至り、決定書のコピーを貴殿と学校区に郵送しなければなりません（正当な理由により継続が許可された場合を除く）。聴聞会でなされた決定は最終的なものですが、聴聞に関与した当事者が、法の適正な手続きの苦情の所見および決定に関連して民事訴訟を提起することにより、その決定に不服を申し立てる場合はその限りではありません。

（合衆国法典第20編第1415(b)(7)(a)～1415(j)条、連邦規則集第34巻第300.506～300.518条、教育法第条、56500.3条、56502～56507条、カリフォルニア州規則集第5巻第3082条）

民事訴訟

貴殿または学校区は、民事訴訟を提起することにより、聴聞官の決定に不服を申し立てることができます。この訴えは、聴聞官の決定の日から90日以内に行わなければなりません。民事訴訟では、行政手続の記録と謄写を裁判所に提出するものとします。裁判所は、いずれかの当事者の要求に応じて追加の証拠を審理することができ、証拠の優越に基づいて決定しなければなりません。訴訟は、米国地方裁判所またはオレンジ郡高等裁判所に提出することができます。

(合衆国法典第20編第1415(i)条、連邦規則集第34巻第300.514条、300.516条、教育法第56505条(k))

弁護士報酬

合衆国地方裁判所またはオレンジ郡高等裁判所は、聴聞会または民事訴訟の勝訴当事者には合理的な弁護士費用を授与する権限を有しており、また、弁護士が提出した苦情またはその後の訴因が軽薄、不合理、または根拠のないものである場合、または苦情またはその後の訴因が嫌がらせ、不必要な遅延を生じさせるため、または訴訟費用を不必要に増加させるために提出された場合には、学校区が合理的な弁護士コストを授与する権限を定めています。授与される弁護士費用は、訴訟または訴訟手続が発生した地域社会の実勢に基づきます。聴聞会の少なくとも10日前に学校区から書面による和解案の申し出を受けても、裁判所または聴聞官が、貴殿が最終的に得た救済が書面による和解案よりも有利ではないと判断した場合、貴殿に弁護士費用は支給されません。ただし、貴殿が和解案を拒否したことが実質的に正当化された場合、または学校区が手続きを不当に長期化させた場合は、弁護士費用は減額されません。

貴殿が論争の最終的な解決を不当に長引かせた場合、または要求された費用の額が不当である場合、弁護士費用および関連費用は支給されない場合があります。さらに、行政手続または司法訴訟の結果としてIEPチームミーティングが招集された場合を除き、問題解決のためのミーティングまたはIEPチームミーティングに出席するために費やされた弁護士の時間に対しては、弁護士費用または関連費用は支給されません。

(合衆国法典第20編第1415(i)(3)条、連邦規則集第34巻第300.517条、教育法第56507(b)条)

州立特別学校

CDEが運営する州立特別学校は、3つの施設で聴覚障害者、難聴者、盲目者、視覚障害者、視聴覚障害者である学生にサービスを提供しています。フリーモントとリバーサイドのカリフォルニアろう学校とフリーモントのカリフォルニア盲学校です。州立ろう学校では乳幼児から21歳まで、カリフォルニア盲学校では5歳から21歳までの学生を対象としたレジデンシャル・プログラムとデイ・スクール・プログラムを提供しています。州立特別学校では、評価テストサービスと技術支援も提供しています。州立特別学校の詳細については、カリフォルニア州教育省のウェブサイト<http://www.cde.ca.gov/sp/ss/>をご覧ください。

(教育法第56321.6条)

公的給付金または保険の利用に関する 権利の通知

本通知は、貴殿のお子様がIDEAの下で特別教育サービスを受けている、または受けることがよう、御父母様、法定後見人、代理養育者、または法廷が任命した教育権保有者様に送付されています。IDEAは、学校区がお子様の公的給付金（メディカル）や保険を使って特別教育や関連サービスへの支払いを行おうとする場合、貴殿の権利と保護について事前に書面で通知することを定めています。本通知は、学校区が貴殿のお子様の公的給付金や保険を初めて使用しようとする前に、そしてその後は毎年送付されます。

貴殿の書面による同意により、学校区は、カリフォルニア州医療保険プログラムなどのお子様の公的給付金または保険プログラムに請求書を提出することができます。

学校区は、貴殿のお子様がIDEAの下でFAPEを受けるよう、貴殿に対して公的給付や保険プログラムへの契約や登録を要求することはできません。学校区は、控除金額や自己負担金の支払いなどの自己負担額の支払いを貴殿に要求することはできません。次の場合、公的給付金や保険制度を利用して、学区がお子様の給付金を使うことはできません。(1) 利用可能な終身保険またはその他の被保険者給付金を減少させる場合、(2) お子様

が学校にいる時以外にもサービスを必要とするため、公共給付または保険プログラムでカバーされてるはずのサービスの費用を支払わなければならない場合、(3) 保険料を増加させるか、公共給付または保険の廃止につながる場合、(4) 健康関連支出の総額に基づいて、家庭や地域社会に基づく免除の資格を失う危険性がある場合

(合衆国法典第34編第300.154(d)(1)(2)(i)～(v)、(e)条、教育法第56363.5条)

貴殿には以下の権利があります。

- IEPや評価テスト報告書など、お子様個人を特定できる情報を含む教育記録をMedi-Calやその他の公的給付金や保険プログラムに開示して請求を行うことについて、学校区に書面による同意を自主的に提供する権利。
- 家族教育権とプライバシー法（FERPA、米国法典第20編第1232条(g)、連邦規則第34編第99号）およびIDEA（米国法典第20編第1400条）、連邦規則第34編第300号）に従った貴殿の権利に基づき、**いつでも**お子様個人を特定できる情報をMedi-Cal、またはその他の公的給付や保険プログラムに開示することへの同意を取り消す権利。
- 請求目的でMedi-Cal、その他の公的給付金や保険プログラムにお子様の個人情報を開示することへの同意を拒否する権利。同意がない場合、学校区は、貴殿やお子様の公的給付や保険を利用することはできません。
- 貴殿が、Medi-Cal、その他の公的給付または保険プログラムにお子様の個人識別情報を開示する同意を撤回した場合、または同意を拒否した場合でも、**貴殿の費用負担なし**でお子様にFAPEを継続して受けさせる権利。

学校区がMedi-Calやその他の公的給付または保険プログラムを使用して、対象となる特別教育および関連サービスの支払いを行う同意を貴殿が撤回した場合、または同意を提供することを拒否した場合でも、学校区

は、必要とされるすべての特別教育および関連サービスが貴殿の費用負担なしで継続して提供されるようにしなければなりません。

学校区が個人識別情報を開示することを許可する場合、以下の「個人情報開示同意書」に署名・捺印し、学校区が開示する可能性のある個人情報、開示の目的、学校区が情報を開示する可能性のある機関を明記してください。

個人情報開示同意書

私は、_____ 学校区が私または私の子供の公的給付金や保険を、IDEAの下での特別教育や関連サービスの支払いに使用する可能性があることを理解し、同意します。私はさらに、_____
_____ 学校区が、子供に提供される可能性のあるサービスに伴う記録や情報に含まれる子供の個人識別情報、_____ [INSERT ANY OTHER INFORMATION REQUIRED TO BE DISCLOSED] を、Medi-Cal、_____
_____ [INSERT ANY ADDITIONAL PUBLIC BENEFITS PROVIDER OR INSURANCE] に開示することに同意するものとします。保険またはMedi-Calの識別番号：_____
_____.

御父母様・保護者・成人の学生 御父母様・保護者・成人の学生 日付
の氏名 の署名

お子様の名前：_____ D. O. B. _____